

民事判決のオープンデータ化検討PT（第5回）

令和2年9月2日（水）

13:00～15:00

弁護士会館2階講堂「クレオ」BC

議 事 次 第

- 1 冒頭挨拶等
- 2 有識者からのヒアリング
情報公開の観点からみた民事判決のオープンデータ化とその課題
宍戸常寿氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
- 3 実証実験の進行について
- 4 意見交換
- 5 次回の日程について

（配布資料）

- 1 民事判決のオープンデータ化検討PT構成員名簿及び出席者一覧（第5回）
- 2 宍戸常寿教授説明資料

参考1 民事判決のオープンデータ化検討PT第6回の日程（案）

民事判決のオープンデータ化検討PT 構成員名簿及び出席者一覧（第5回）

2020年（令和2年）9月2日

◎：座長 ○：座長代理

	構成員	出席者（第5回・9/2）
◎	菊地裕太郎（日本弁護士連合会前会長）	菊地裕太郎（日本弁護士連合会前会長）
○	横溝高至（日弁連法務研究財団前専務理事）	横溝高至（日弁連法務研究財団前専務理事）
	日本弁護士連合会	湊上玲子（事務総長） 菰田 優（前事務総長）
※	山本和彦（一橋大学教授）	山本和彦（一橋大学教授）
※	町村泰貴（成城大学教授）	町村泰貴（成城大学教授）
	小塚荘一郎（学習院大学教授）	小塚荘一郎（学習院大学教授）
	一般財団法人司法協会	松本英司（複写事業部長） 川端素子（出版事業部長）
	一般財団法人法曹会	清水 孝（主事）
※	株式会社 Legalscape	八木田樹（代表取締役・最高経営責任者） 津金澤佳亨（最高執行責任者）
※	ウエストロー・ジャパン株式会社	中村裕哲（執行役員）
※	株式会社有斐閣	高橋 均（常務取締役）
※	第一法規株式会社	田中英弥（代表取締役社長） 川原崎晶子（出版編集局編集第一部長）

	オブザーバー	出席者（第5回・9/2）
	内閣官房	朝倉佳秀（内閣審議官）
※	法務省	金子 修（法務省司法法制部長） 大野晃宏（法務省民事局参事官）
	最高裁判所事務総局	村田斉志（最高裁判所事務総局総務局長）

	事務局	出席者（第5回・9/2）
	日弁連法務研究財団	大坪和敏（事務局員）
	日本弁護士連合会	藤原靖夫（事務次長）

※ Web 会議システムによる出席者

民事判決のオープンデータ化 の意義と課題について

2020/08/31

東京大学大学院法学政治学研究科教授

宍戸 常寿

1 裁判の公開

- 憲法上の裁判公開原則の意義と趣旨
 - 法廷メモ訴訟判決（最大判平成元年3月8日）

「憲法82条項の規定は、裁判の対審及び判決が公開の法廷で行われるべきことを定め、その趣旨は、裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとするところにある。裁判の公開が制度として保障されていることに伴い、各人は、裁判を傍聴することと、裁判の公開が制度として保障されていることにより、各人が裁判所に対し、傍聴する権利として認められたものでないことはもとより、傍聴人として法廷においでできることとを権利として保障しているものでないことも、いうまでもないことである。」
 - 当事者公開でなく一般公開、傍聴の自由、報道の自由
 - 統治プロセス全体の透明性を最終的に確保
- 裁判公開原則の制限をめぐる議論
 - 遮蔽措置・インカメラ審理、被害者特定事項、人事訴訟、知財訴訟、非訟事件等
 - 公正な裁判の実現・裁判を受ける権利との関係

2 情報公開と司法権

- 情報公開制度の意義

- 情報公開法1条（目的）

この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

- 司法行政文書の公開制度

- 国家作用としての司法権の公開の意義

- 司法権：具体的な争訟に法を適用し宣言することで解決する国家の作用

- 説明の対象：事実認定と法の解釈・適用

- 司法制度改革推進法2条（基本理念）

司法制度改革は、国民がより容易に利用できるとともに、公正かつ適正な手続の下、より迅速、適切かつ実効的にその使命を果たすことができる司法制度を構築し、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制の充実強化を図り、並びに国民の司法制度への関与の拡充等を通じて司法に対する国民の理解の増進及び信頼の向上を目指し、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを基本として行われるものとする。

2 情報公開と司法権

- Society5.0と司法
 - 法の支配、個人の自律・人間の尊厳、基本的人権の尊重と民主主義
 - 独立した公平な裁判所が担う司法権は、多様性・包摂性・持続性ある社会の法的インフラであり、国際的にも関心が高い
例：日本・EUの個人データ域外移転の十分性認定、G20 AI原則
 - データ流通や刑事共助、海外プラットフォーム事業者への対応の前提は司法制度
例：アメリカのCloud Act
 - インターネット、AI等による人権侵害のおそれと同時に、それに対する過剰な規制がもたらす人権侵害のおそれ
 - 新しい社会問題や法律問題に対応する司法制度の機能向上とそれに対する国民の理解が不可欠



- 民事判決のオープンデータ化の意義はこうした大きな文脈で位置づけるべき

3 民事判決のオープンデータ化の意義

- 官民データ活用推進法
- 関係者ごとの意義
 - 裁判当事者、関係者：裁判を受ける権利（双面的）、プライバシー
 - 司法サービスの提供者（法曹）：司法サービスの向上
 - 司法サービスに関わる専門的表現者（研究者、法律出版社等）：表現の負担の軽減、表現の向上・付加価値
 - マスメディア：データジャーナリズム
 - 行政・立法：立法事実、政策判断、公権力の統制
 - 国民：行為規範、主権者としての知る権利



- 関係者にとって環境・行動変容をもたらすことは当然の前提

4 オープンデータ化が生む論点と 原則的考え方

- 従来の民事判決の提供・公開
 - プロの選別、匿名化等の加工あり、一部がデジタル化
 - 利用者は判決メタデータから探知
 - 事実上の利用範囲・方法の限定によるプライバシー侵害のおそれ抑制
- 原則全件公開の意義と問題点
 - デジタル化に伴う検索可能性、利用・複製容易性
 - 公開・提供側：加工を含むコスト
 - 利用側：利用の制限ないし責任の発生



- 公開・提供者と利用者の責任分解点の整理が必要

4 オープンデータ化が生む論点と 原則的考え方

- 時の経過および「忘れられる権利」をめぐる議論との関係

- 検索結果削除に関する最高裁決定（最決平成29年1月31日）

検索事業者が、ある者に関する条件による検索の求めに応じ、その者のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、当該事実の性質及び内容、当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができるものと解するのが相当である。

- 「破産手続開始決定の公告として官報に掲載された破産者等の個人情報取得するにあたり、利用目的の通知・公表を行わず（同法第18条）、当該個人情報をデータベース化した上、第三者に提供することの同意を得ないまま、これをウェブサイトに掲載していた」（個人情報保護委員会2020年7月29日）

- 2020年個人情報法改正による不適正利用規制の導入

4 オープンデータ化が生む論点と 原則的考え方

- AIとの関係
 - AIのためのオープン化
 - 裁判・法務におけるAIの利活用の基礎
 - AIを利用したオープン化
 - プライバシーなどの観点から問題のある記述の検知・削除等
 - 総務省AI利活用ガイドラインとの関係
 - 判決データ提供者：適正学習、プライバシー
 - 判決データを学習させたAIサービスプロバイダ・利用者：
適正利用、プライバシー、尊厳・自律、公平性、透明性、アカウント
ビリティ

(参考) AI 利活用ガイドライン

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000081.html

原則	説明
① 適正利用の原則	利用者は、人間とAIシステムとの間及び利用者間における適切な役割分担のもと、適正な範囲及び方法でAIシステム又はAIサービスを利用するよう努める。
② 適正学習の原則	利用者及びデータ提供者は、AIシステムの学習等に用いるデータの質に留意する。
③ 連携の原則	AIサービスプロバイダ、ビジネス利用者及びデータ提供者は、AIシステム又はAIサービス相互間の連携に留意する。また、利用者は、AIシステムがネットワーク化することによってリスクが惹起・増幅される可能性があることに留意する。
④ 安全の原則	利用者は、AIシステム又はAIサービスの利活用により、アクチュエータ等を通じて、利用者及び第三者の生命・身体・財産に危害を及ぼすことがないよう配慮する。
⑤ セキュリティの原則	利用者及びデータ提供者は、AIシステム又はAIサービスのセキュリティに留意する。
⑥ プライバシーの原則	利用者及びデータ提供者は、AIシステム又はAIサービスの利活用において、他者又は自己のプライバシーが侵害されないよう配慮する。
⑦ 尊厳・自律の原則	利用者は、AIシステム又はAIサービスの利活用において、人間の尊厳と個人の自律を尊重する。
⑧ 公平性 ¹ の原則	AIサービスプロバイダ、ビジネス利用者及びデータ提供者は、AIシステム又はAIサービスの判断にバイアスが含まれる可能性があることに留意し、また、AIシステム又はAIサービスの判断によって個人及び集団が不当に差別されないよう配慮する。
⑨ 透明性の原則 ²	AIサービスプロバイダ及びビジネス利用者は、AIシステム又はAIサービスの入出力等の検証可能性及び判断結果の説明可能性に留意する。
⑩ アカウンタビリティ ³ の原則	利用者は、ステークホルダに対しアカウンタビリティを果たすよう努める。

1) 「公平性」には複数の基準があることに留意する必要がある。

2) 本原則は、アルゴリズム、ソースコード、学習データの開示を想定するものではない。また、本原則の解釈に当たっては、プライバシーや営業秘密への配慮も求められる。

3) アカウンタビリティ: 判断の結果についてその判断により影響を受ける者の理解を得るため、責任者を明示した上で、判断に関する正当な意味・理由の説明、必要に応じた賠償・補償等の措置がとれること。



5 公的情報のオープンデータ化をめぐる事例

- 情報公開・個人情報保護関係答申・判決データベース

<https://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/>

- 個人情報・信用などの不開示事由該当性そのものが争われている紛争の処理のデータベース
- 行政訴訟・公権力に関わる判決のオープンデータ化において参考になるのではないか

5 公的情報のオープンデータ化をめぐる事例

- PIO-NETなど消費者事故情報のオープンデータ化

https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2017/houkoku/20170808_houkoku.html

1 行政機関における情報の公開の流れ (P73)

(1) 個人情報保護法制の改正
民間部門、公的部門において、保有する**情報を利活用**する取組が推進。

(2) 官民データ活用推進基本法の成立
多様かつ大量の情報を適正、効果的に活用し、我が国が直面する課題を解決

(3) 事故情報の公開の取組
消費者事故の公表、事故情報データベースによる公表等

2 事故情報の公開の意義 (P74)

- 事故の**未然防止等**の期待
- 公開された事故情報を研究者等が分析し、公表することによる**消費者保護の促進**。
- 事業者は、リコール等に至る前に**製品改良、サービスの改良**が可能。
- 公開された情報を分析して、消費者や事業者に提供する等の**ビジネスの登場**も期待。
- 消費者行政の**透明性の向上** 等

3 事故情報の公開における留意点 (P75)

(1) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定を踏まえた対応。

(2) 消費者に関する情報
プライバシー保護、参照リスクに留意。

(3) 事業者に関する情報
事業者から事故に対して対策を講じたとの情報提供等があった際の**情報の更新**。

(4) ローデータの公開
プライバシー侵害の懸念から、情報が集まらなくなる可能性。

(5) 事故情報の収集・集約段階
情報が公開されることを見据えた設計 (**オープンデータ・バイデザイン**) の検討も重要。

(6) 事故情報の利用に関するルール
情報の公開に当たって、あらかじめ要件を定め、**一定の範囲の人に一定の目的**で事故情報を公開。

(7) 事故情報の公開による責任等
事故情報の公開による国のプライバシー侵害等の責任について、公開の目的等により責任の有無が判断されるが、**何のために事故情報を公開し、どのような利益が実現されるか**の議論も必要。

5 事故情報の公開の促進 (P91)

- 事故情報は**社会で広く共有**するものとの認識に立ち、可能な範囲で**公開を促進**する方向で検討。
- 公開の方策として、当面は事故原因の究明等を行っている研究機関等に対して、公開する内容を限定して公開。あわせて、**公開範囲の拡大**について検討する等、**段階的に公開を行うこと**も考えられる。
- 医療機関ネットワークの情報について、より有効に活用することが可能となるよう、個人情報の取扱い等に十分留意した上で、**研究目的等に応じた情報提供の可能性**について検討。

5 公的情報のオープンデータ化をめぐる事例

- 都市計画基礎調査情報のオープンデータ化→G空間情報センターでの公開

https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000049.html

【参考】都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインの概要

ガイドラインの基本的な考え方

- ◆ 都市計画基礎調査情報をさまざまな主体が容易に利用できるようにすること
- ◆ 取組可能なものから速やかに進めること
- ◆ 個人情報保護等の観点も踏まえ、情報を適切に扱うこと

個人情報保護の観点からの留意事項

○ 個人情報に該当する情報の範囲

GIS等により、その位置と属性とが紐付けされている個別の土地や建物の情報

(一般的に)
単体では特定の個人を識別できない場合でも、地番や住居番号等の特定の土地や建物の所在を示す地理空間情報は、不動産登記情報や市販の住宅地図と照合することにより、特定の個人を識別することができる

↓
個人情報に該当する可能性

○ 個人情報の利用・提供に関する整理

⇒ 個人情報に該当することにより、直ちに、利用・提供が禁止されるものではなく、情報の利用・提供により達成される社会公共の利益と影響を受ける個人の権利利益を衡量し、情報の内容、利用目的及び利用主体に応じた取扱いがされるべき

情報を利用・提供する方法、留意事項等

- 個人情報保護や著作権等の観点からも特に問題がない情報
⇒ 行政内外で可能な限り広範に利用できるようにするべき
- 個人情報に該当する場合であっても、利用の主体や目的、情報の内容を限定した利用・提供が可能と判断される場合がある
⇒ 例えば、都市防災や福祉、環境など都市計画以外の行政分野での利用、または、都市計画その他分野に関する学術研究
- 利用の主体や目的を限定しない提供
⇒ 土地利用現況や建物利用現況の情報を個人が特定されないよう「地区にまとめる集計処理」を行ったものであれば広く利用可能
⇒ 共通的な集計フォーマット、コーディングを整理

【集計表のイメージ】

◆小地域（町丁・字等）単位の集計イメージ（CSVファイルを表計算ソフトで開いた場合）

小地域コード (04桁11桁 の整数)	地域番号 別番号	設置 時期	設置 種類	設置 地域	市町村 コード	市町村 名称	大字 名	町丁目 名	10㎡ 以下	10㎡ 以上 100㎡ 以下	100㎡ 以上
5001010001	3	設置時期 未詳		500101000	50001	〇〇市	▲▲町	1丁目	2.2	1.0	3.0
5001010002	3	設置時期 未詳		500101000	50001	〇〇市	▲▲町	2丁目	X	X	X
5001010003	3	設置時期 未詳		500101000	50001	〇〇市	▲▲町	3丁目	2.0	2.0	4.0

- GIS等コンピュータで加工可能な形式での提供
- 情報・正確性の確保
⇒ 公開した情報が訂正されることで正確性が向上されるという考え方がある
⇒ 免責事項の明示、訂正の告知が必要
- オープン化の取組をPDCAサイクルで評価 **等**

G空間情報センター About / データセット / ショークース / トライアルデータバック / このサイトの使い方 / 利用約款 / お問い合わせ

地方自治体の都市計画基礎調査のオープンデータサイト

■経緯
2015-2016年度に東京大学主催で、地方公共団体が所有する都市計画情報（基礎調査、航空写真等）をオープンデータとして公開するための課題・方策を検討するための勉強会を開催してきました。その中で、地方公共団体が都市計画情報をオープンデータとして公開するための課題のアンケート調査やG空間情報センターへの試験的登録を行い、センター側の機能等の確認を行いました。また、それらを受け、2017年度からは、国土交通省都市局主催で「都市計画基礎調査情報の利活用及び調査のあり方検討会」が開催され、オープンデータ化に向けた個人情報に配慮したデータの集計方法やデータ項目の統一化を含めた「都市計画基礎調査利用・提供ガイドライン（案）」の検討を行ってきました。

それらと並行して、実際のオープン化に向けたデータ加工やオリジナルデータ利用申請も迅速に進めているよう、6県3政令市の協力のもとに、これまでG空間情報センターで様々な情報のオープンデータ化の実績があるAIGIDが東京大学と連携し、「都市計画基礎調査データ流通研究会」を開催し、実証実験を行ってきました。つきましては、6県3政令市のオープンデータと、オリジナルデータの利用申請画面を試験的に公開しますので、御意見等ございましたら、お寄せ頂ければと思います。

- 対象
山形県、群馬県、兵庫県、香川県、高知県、熊本県、横浜市、名古屋市、広島市で扱っている過去の都市計画基礎調査データのうち、以下が対象となっています（県は県下の市町村分を含みます）。
- 建物利用現況調査、土地利用現況調査を小地域（町丁字）単位で集計したもの（オープンデータです）
 - 上記集計前のオリジナルデータ（本サイト上での利用申請が必要です）
 - 各自治体で公開データは異なります

■各データへのリンク

自治体名	都市計画基礎調査 (小地域（町丁字）単位での集計データ)	オリジナルデータ
山形県	都市計画基礎調査（土地利用・建物）	こちらから申請下さい 群馬県、香川県、横浜市、広島市、熊本県、能本市、阿蘇市、菊陽町は対象外です
群馬県	都市計画基礎調査（土地利用・建物）	
兵庫県	都市計画基礎調査（土地利用・建物）	
香川県	都市計画基礎調査（土地利用・建物）	
高知県	都市計画基礎調査（土地利用・建物）	
熊本県	都市計画基礎調査（土地利用・建物）	
横浜市	都市計画基礎調査（土地利用）	

6 考えられる課題の解決方法

- 個人情報保護法との関係
 - 氏名等を削除した判決文は、容易照合性が残るのであれば「個人情報」であるが、個人情報データベースを構成する「個人データ」ではないものとして構成することは可能でないか
 - データの管理・公表の主体
 - 国（裁判所）が判決データを民間団体に提供し、民間団体が管理・公表するのか→行個法の応用？ + 個人情報法の適用
 - 例外規定：公益目的の提供は個別的・限定的→法令上の根拠が適切
- 匿名化についての考え方
 - 判決データが大量であれば、属性の削除の粒度は細かくてもよい
 - 特異な記述から特定の個人を識別できる場合：
 - 他の公開情報と突合して特定の個人を識別できる場合：公共性と時間の経過による処理？
- 判決ないし事案の類型による処理
- 利用範囲の限定と条件による対応
- 管理・公表主体の安全管理体制（リスク評価 P I A を含む）
- 法整備による解決の可能性

ご清聴ありがとうございました。